

共催、協賛、後援等に関する細則

平成 24(2012)年 3 月 17 日 理事会制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(総則)

- 第 1 条 公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）は、他学会・団体の開催する研究会・セミナー等のうち、会員へ裨益するものについては、共催、協賛、後援等を行うことができる。
- 2 本会の共催、協賛、後援等に関しては、定款による以外は、この細則による。

(共催)

- 第 2 条 会長は、理事会の決議を経て、他学会・団体の開催する研究会・セミナー等を本会の共催とすることができる。
- 2 会長は、本会の共催する研究会・セミナー等の開催費の一部を理事会の決議を経て本会の負担にすることができる。
- 3 前項により開催費の一部を負担した場合は、会長は、研究会・セミナー等の終了後理事会に対して会計報告を行わなければならない。

(協賛、後援等)

- 第 3 条 会長は、他学会・団体の開催する研究会・セミナー等のうち、会員へ裨益するものについては、本会の協賛、後援等とすることができる。
- 2 本会が協賛、後援等を行った場合、会長は、理事会に報告するとともに、事業報告に記載しなければならない。

(ホームページ等の利用)

- 第 4 条 本会が共催、協賛、後援等を行う研究会・セミナー等に関しては、本会のホームページ掲載や一斉メールにより会員に周知することができる。

(追加負担)

- 第 5 条 本会が協賛、後援等を行う研究会・セミナー等に関して、前条以外の負担が必要な場合には、理事会の決議を経なければならない。

(補則)

- 第 6 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。